

第17回 移動容器規格委員会 議事録

I. 日 時：平成26年7月30日 10:30～11:40

II. 場 所：高圧ガス保安協会 第4・5会議室

III. 出席者（敬称略・順不同）

委員長：小川

委員：川原、滝沢、小泉、石田、久保田、児玉、阿部、難波江、宮崎

K H K：鈴木、森永、鳥越、草野、宮下

陪 席：三枝（JPEC）

IV. 議 題：

(1) 前回議事録(案)の確認・承認

(2) 技術基準整備3ヶ年計画（平成26～28年度）(案)

(3) アセチレン容器の安全弁に関する基準 KHKS 0125の改正（軽微な変更）について（報告）

(4) 70MPa圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準 KHKS 0128の見直しについて

(5) 高圧ガスタンクローリ再検査基準 KHKS 0150の見直しについて

(6) その他

V. 配付資料

資料17-1 移動容器規格委員会委員名簿

資料17-2 第16回移動容器規格委員会議事録（案）

資料17-3 技術基準整備3ヶ年計画（平成26～28年度）(案)

資料17-4 アセチレン容器の安全弁に関する基準 KHKS 0125の改正（軽微な変更）について（報告）

資料17-5-1 70MPa圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準 KHKS 0128の見直しについて

資料17-5-2 70MPa圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準 KHKS 0128 改正案（新旧対照表）

資料17-6-1 高圧ガスタンクローリ再検査基準 KHKS 0150の見直しについて

資料17-6-2 高圧ガスタンクローリ再検査基準 KHKS 0150 改正案（新旧対照表）

参考資料1 70MPa圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準 KHKS 0128（2010）

参考資料2 高圧ガスタンクローリ再検査基準 KHKS 0150（2007）

参考資料3 容器保安規則の機能性基準の運用について

VI. 議事概要

1. 事務局挨拶等

開会挨拶の後、事務局より資料17-1に基づき以下の紹介等を行った。

- ① 欠席委員（大谷委員、吉川委員、石崎委員、北野委員、農頭委員）の報告
- ② 委員の交代（祖父江委員及び正路委員が退任、滝沢委員及び難波江委員が就任）
- ③ 10名の出席があり、規格委員会規程に定める定足数8名以上を満足し、委員会は成立

2. 前回議事録(案)の確認・承認

資料17-2に基づき「第16回移動容器規格委員会議事録（案）」の採決を実施した。

出席委員の過半数（6名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

3. 技術基準整備3ヶ年計画（平成26～28年度）(案) について

事務局より、資料17-3に基づき平成26年度から28年度における移動容器規格委員会の技術基準整備計画について説明した。

平成26年度及び平成27年度は昨年決定した計画に変更はなく、平成28年度は改正から5年となる空気呼吸器用継目なし容器再検査基準 KHKS 0151及びアルミニウム合金製一般継目なし容器再検査基準 KHKS 0152の見直しを行うこととする。

当該計画（案）の採決を実施し、出席委員の過半数（6名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

4. アセチレン容器の安全弁に関する基準 KHKS 0125の改正（軽微な変更）について（報告）

事務局より、資料17-4に基づき平成25年度に行ったアセチレン容器の安全弁に関する基準 KHKS 0125の改正（軽微な変更）について報告した。

本規格について、改正箇所ではないがビッカース硬さ、ロックウェル硬さの表示が現行のJISと整合していないため、次回改正時に修正するよう指摘があった。

5. 70MPa圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準 KHKS 0128の見直しについて

(1) 事務局より、資料17-5-1及び資料17-5-2に基づき、70MPa圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準 KHKS 0128の見直しの方針を説明した。

(2) 質疑応答後、KHKS 0128の軽微な変更を行うことについて採決を実施したところ、出席委員の過半数（6名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

6. 高圧ガスタンクローリ再検査基準 KHKS 0150の見直しについて

(1) 事務局より、資料17-6-1及び資料17-6-2に基づき、高圧ガスタンクローリ再検査基準 KHKS 0150の見直しの方針を説明した。主な質疑等は以下のとおり。

①資料17-6-2 7.8項の再検査の刻印について、新たに追加する(3)は、表10の前に記載してはどうか。

→表10の前に記載するよう修正する。

②圧縮水素運送自動車用容器は、本基準の適用範囲に含まれるのか。

→圧縮水素運送自動車用容器は、省令上、高圧ガス運送自動車用容器の1つであり、本基準でも既に適用対象となっている。

③現在、本基準に関連するJLPA基準について、定期自主検査の規定等の見直しを順次

行っており、その改正内容を今回の見直しに反映することは可能か。

→関連規格の改正が完了した時点で相談いただければ、定期見直しのタイミングでなくても対応を検討する。ただし、本基準の定期自主検査の規定はKHKS1850（定期自主検査指針）を参考としているため、KHKS1850との整合も考慮する必要がある。

(2) 質疑応答後、KHKS 0150の軽微な変更を行うことについて採決を実施したところ、出席委員の過半数（6名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

7. その他

(1) 次回委員会の開催日は未定のため、開催する場合は別途調整を行う。

(2) 移動容器規格委員会委員の任期が8月31日で満了となるため、8月中に委員委嘱の手続きを行う。

以上